

芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2③

施策区分		3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施					令和4年度		令和5年度	
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
番号	計画	所管課	取組	内容						
1	1-1	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	1-1 1-2 3	②	・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方が委員として参画し、障がい福祉施策に対する意見をいただくとともに、事業についても共に取り組んでいただいた。（②）	B	・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方に委員として参画していただく。 ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。	
4	1-5	障がい福祉課	意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	2 3	① ② ③	・手話奉仕員養成研修を合計18回実施した（修了者は16名）。（③） ・手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を合計144回実施した。（②③） ・点字広報・声の広報は、点訳を25回（対象者6名）、音訳を24回（対象者16名）実施した。（②③） ・障がい福祉課における手話通訳者を1名配置した。（②③） ・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。（③④） ・ブラウザ接続を用いることで遠隔で手話通訳を行う遠隔手話通訳サービスの導入を行った。（①③）	B	・聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施していく。	
5	2-1	障がい福祉課 広報国際交流課	広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	1-1 1-2 2 3	③ ④	・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。（③④） ・広報12月号において、障がいに関する特集記事（令和4年度は身体障がいに焦点を当てて特集）を掲載した。（④）	B	・ホームページ、広報あしやを通じて、障がい理解啓発を推進していく。	
6	2-1	障がい福祉課	マスメディア・SNSによる広報啓発活動	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓発にも努めます。	1-1 1-2 2 3	③ ④	・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。（③④） ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（Instagram、Twitter）において、障がい児・者作品展の開催に関する周知を行った。（④）	B	・「あしやねっと♪」やSNSを通じて、障がい理解啓発に取り組んでいく。	
16	2-5	地域福祉課	市と市民による協働の取組	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、既存のプロジェクトの推進と、より多くの人が楽しく参加できる新たな地域活動を展開していきます。	3	③ ④	・スマートフォンの活用に苦手意識を持っている傾向が強いシニア向けに、学生ボランティアによるスマホ講座を実施し、複数の自治会において定期的な開催につながっている。（③） ・自治会主催による町の清掃活動を通じた落ち葉で焼き芋のイベントにおいて、車イス体験などを実施し、大人から子どもまで幅広い世代の参加があった。（③・④） ・地域の取組を紹介するイベントを開催し、多世代間の交流の場を設けることができた。（③） ・市立幼稚園や地域のイベントでの「この町がすき」の手話歌を通じて、福祉に触れる機会づくりに取り組んだ。（④）	B	・既存の取組を拡大・継続実施をしていくとともに、より身近なスマートフォンについては教える側の育成に努め、市民同士での交流につながる工夫を行う。また、幅広い世代の方が楽しく参加できるイベントの模索を市民とともに、考え実行に移していく。	

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2③

施策区分		3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施					令和4年度		令和5年度	
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
番号	計画	所管課	取組	内容						
18	3-1	障がい福祉課	就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	3	②	・就労の場において、障がいによる困難さがあることを理由に不利益が生じることがないように、阪神南障害者就業・生活支援センターの就労支援員を中心に、関係機関との連携を図った。（②）	B	・保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図っていく。	
19	3-1	人事課	障がいのある人の採用	障がいのある人を短期雇用にもかかわらず、常勤職員・会計年度任用職員として採用します。	3	②	・令和4年度に障がいのある人を会計年度任用職員として任用し、事務補助や作業補助の業務に従事していただいた。（②）	C	・引き続き、障がい者活躍推進計画に基づき、常勤職員に限らず会計年度任用職員の採用をしていく。	
21	3-1	障がい福祉課 総務課	市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	1-1 3	② ④	・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行った。（②④）	B	・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行う。	
23	3-2	公民館 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい福祉課	障がいのある人の生涯学習活動の振興	障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「阪神南青い鳥学級」「阪神くすの木学級」の開設及び周知を行います。 障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できるしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポーツ教室の開催支援を行います。 障がいのある人が、様々な行事に参加し、社会参加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	1-2 3	③	・阪神くすの木学級への手話通訳及び要約筆記ボランティアの派遣協力を行った。（③）	B	・阪神青い鳥学級の広報協力を行う。（③）	
25	4-1	障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	1-1 1-2 2 3	① ② ③ ④	・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。（①②③④）	B	・障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。	

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2③

施策区分		3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施					令和4年度		令和5年度
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
番号	計画	所管課	取組	内容					
26	4-1	障がい福祉課	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	1-1 2 3	① ③ ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の施行に併せ民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施し、2事業者に対して助成をした。（①③）</li> <li>・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。（④）</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施する。</li> <li>・合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業を開始する。</li> </ul>
30	4-2	地域福祉課	福祉のまちづくりの推進	市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	2 3	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページにおいて提供していることに加え、子育て応援アプリでの情報発信を行っている。（①）</li> <li>・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めた。（①）</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページなどにおいて、公共施設等のバリアフリー情報の発信や、兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードのさらなる普及・啓発に継続して取り組む。</li> </ul>
32	4-2	地域福祉課	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	2 3	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共バス事業者によるノンステップバスの新規導入はあったものの、リース導入のため、市の補助金の活用はなかった。（①）</li> </ul>	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、ノンステップバスの導入の際は、補助を行っていく。</li> </ul>